

紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会広報アイテム貸出要領

1 目的

この要領は、2015年の紀の国わかやま国体及び紀の国わかやま大会（以下「両大会」という。）の気運の醸成及び県民の参加意識の高揚等を図るため、各種イベントにおいて両大会の広報活動を展開することを目的に、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が製作した広報アイテムの貸出しについて必要な事項を定める。

2 対象アイテム

貸出しを行う広報アイテムは、別表1のとおりとする。

3 対象者

- (1) 県、県内各市町村及び両大会の関係機関・団体
- (2) 広く一般の方々が参加可能であり、かつ、多くの参加者が見込めるイベント等を主催する県内に在住、在勤、在学のグループ・団体（営利目的で使用する場合を除く。）

4 貸出機関

広報アイテムの貸出しは、別表2に掲げる貸出機関において行う。

5 貸出方法

- (1) 広報アイテムの貸出しを希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、貸出機関に、別紙1の「広報アイテム貸出申請書」を提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、貸出希望者に対して広報アイテムを貸出すものとする。なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。
- (3) 広報アイテムの貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、広報アイテムを貸出機関から直接受け取り、使用後は、速やかに返却するものとする。なお、貸出しに伴う広報アイテムの搬出及び搬入作業は、借受者が行うものとする。

6 貸出期間

原則として1週間以内とする。

7 貸出料金

無料とする。

8 損害の負担

- (1) 借受者は、広報アイテムを不注意により破損又は汚損したときは、その修繕やクリーニング等に係る費用を負担しなければならない。
- (2) 借受者は、広報アイテムに起因することで第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 広報アイテムの使用により借受者が被った損害に対しては、実行委員会及び貸出機関は一切その責めを負わないものとする。

9 遵守事項

借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙2のマスコット紹介文を基本として、イベントの参加者等に対して両大会の広報を行うこと。
- (2) 広報アイテムを使用して営利目的の活動を行ってはならない。

- (3) 広報アイテムを使用して、両大会が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある活動をしてはならない。
- (4) 広報アイテムを使用して、両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
- (5) 広報アイテムを第三者に転貸してはならない。
- (6) 広報アイテムの使用及び使用後の手入れ等について、別紙3の「広報アイテム使用上の注意」により取り扱わなければならない。

附則

この要領は、平成24年 6月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年 7月23日から施行する。

附則

この要領は、平成24年12月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年 9月 1日から施行する。

別表1

| 貸出アイテム | 貸出数 | 内容・規格等 |
|---------|-----|---|
| 着ぐるみ | 1体 | 頭部(約80×80×80cm)、胴部(約80×70×50cm※両腕・尻尾部を除くサイズ)、足部(靴2足)(45×25×65cm)、付属品(頭巾1枚、収納袋2枚、消臭スプレー) |
| のぼり旗 | 5枚 | 60×180cm |
| のぼりポール | 5本 | 伸縮式約160～290cm |
| ポールスタンド | 5個 | プラスチック製・注水式 |
| ダンスDVD | 5枚 | 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会イメージソング「明日へと」のダンスを収録したDVD(再生時間16分) |

別表2

| 貸出機関 | 電話 | f a x |
|---|--------------|--------------|
| 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 海草振興局 地域振興部 総務県民課 | 073-441-3436 | 073-423-9269 |
| 〒649-6223 岩出市高塚209 那賀振興局 地域振興部 総務県民課 | 0736-61-0006 | 0736-61-0007 |
| 〒648-8541 橋本市市脇4-5-8 伊都振興局 地域振興部 総務県民課 | 0736-33-5004 | 0736-33-4914 |
| 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 有田振興局 地域振興部 総務県民課 | 0737-64-1257 | 0737-64-1256 |
| 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 日高振興局 地域振興部 総務県民課 | 0738-24-2904 | 0738-24-2906 |
| 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課 | 0739-26-7906 | 0739-26-7962 |
| 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 東牟婁振興局 地域振興部 総務県民課 | 0735-21-9605 | 0735-21-9606 |